

「子ども舞台芸術鑑賞体験支援事業企画運営業務」 委託仕様書

1 業務名

子ども舞台芸術鑑賞体験支援事業企画運営業務

2 目的

教育活動への支援策として、地域の伝統・文化や偉人等をテーマに通年で公演を行う「地域拠点型常設劇場」である「坊っちゃん劇場」に着目し、子どもの同劇場での鑑賞等を支援することで、子どもの郷土の文化や偉人等についての学び・体験の場とするとともに、本県文化の振興を図る。

3 事業内容及び業務内容

(1) 舞台芸術鑑賞支援事業

①支援対象者

本事業による支援の対象となるのは、以下の学校又は団体(以下「対象団体」という。)とする。

ア 愛媛県内の小学校、中学校、高等学校(専攻科は除く)、中等教育学校、高等専門学校(第3学年まで)、特別支援学校。

イ 上記アの学校に在籍する児童・生徒が主たる構成員となっている愛媛県内の団体で以下の条件を満たすもの。

- ・代表者(又は責任者)、所在地、設立目的、活動内容等が明らかなもの。
- ・会計処理を適切に行うことができるものであること。

②支援対象となる活動

本事業による支援の対象となるのは、対象団体が学校教育又は社会教育として行う以下の活動(以下「対象活動」という。)とする。

ア 期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

イ 場所：「坊っちゃん劇場」(東温市見奈良1125)(以下「劇場」という。)

ウ 内容：ミュージカル「KANO ～1931 甲子園までの2000キロ～」の鑑賞

③業務内容

ア 対象団体向けの専用窓口を設置し、本事業の活用を広く呼びかけるほか、活用を希望する団体(以下「申込者」という。)から、希望日時(複数の日時が望ましい)、児童・生徒及び活動に必要な引率者数(以下「利用人数」という。)、その他必要な事項を記した書面等を徴し、受付を行うこと。

イ 受付内容に基づき、鑑賞に係る座席等を劇場と調整の上、対象活動に関する実施計画を策定し、申込者に提示すること。

ウ 対象活動の実施にあたり、利用人数に応じて、申込者の所在地と劇場との往復に必要となる一般貸切旅客自動車運送事業者の車両(以下「貸切バス」という。)を手配すること。なお、手配にあたっては、以下の点に留意すること。

a 貸切バスの運行は、道路運送法の規定に基づき、地方運輸局長が公示する運賃・料金の上限額及び下限額の範囲内で実施されること。

b 事業者の選定にあたっては、「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」(国土交通省自動車局)等に基づき、安全運行の確保に努めるものであること。

c 運行距離、行程等により、有料道路の利用が必要と認められる場合は、その利用料金を支援の対象に含めること。

- d 利用人数又はその他の事由によっては、申込者に同意を得た上で、一般乗用旅客自動車運送事業者の車両（タクシー）を手配することも可能とするが、この場合においても適切な運賃体系及び運行体制等を有した事業者を選定すること。
- e 運行時に発生した事故の処理及び損害賠償については、受託者が運送事業者等と対応することとし、愛媛県はその一切の責任を負わないこと。
- エ ウの運送実績に応じて、当該事業者に対し運賃及び料金を支払うこと。
- オ 申込者が所在地と劇場の往復において公共交通機関の利用を希望する場合、最も効率的かつ経済的な旅行経路による交通費実費額に、支援対象となる児童・生徒の人数を乗じた額が、貸切バス等の見積金額より安価な場合に限り、当該金額を支援対象とすること。
- カ 申込者の所在地と劇場の往復に係る行程の一部を公共交通機関の利用とすることが適当と認められる場合は、申込者の児童・生徒分の運賃を支援対象とすること。
- キ オ、カにおける公共交通機関の利用に係る運賃を、交通事業者又は申込者に支払うこと。
- ク イにより手配した座席に係る観劇料のうち、申込者の児童・生徒1名につき1,000円を劇場に支払うこと。
- ケ 対象活動の実施後、申込者の児童・生徒に対し、事業の効果を測定するためのアンケートを実施し、その結果を取りまとめること。

④その他

- ア 本事業による支援のうち、③エ、キ及びクについては、実施要項に示した予算の範囲内で行うこと。
- イ 対象活動であっても、国、市町及び民間の助成団体等による補助・助成等の活用が可能な場合は、原則として、支援対象外とすること。ただし、以下の場合は除く。
 - a 「坊っちゃん劇場子ども舞台芸術体験サポートシステム後援会」による観劇料の補助。
 - b 対象団体が所在する市町において令和5年度以降に新設された観劇料の補助。
 - c その他、愛媛県がやむを得ないと求めるもの。
- ウ 観劇料金は、劇場において別に定めるものとし、代金のうち申込者の児童・生徒1名につき1,000円は本事業により支援し、残額については対象団体が支払うこと。
- エ 利用人数に応じて手配した車両の乗車定員の範囲内であれば、保護者・地域住民等の同乗を可能とすること。
- オ 対象活動の前後において、運行距離・時間等一定の条件の下、劇場以外の文化・教育施設への立ち寄りを可能とすること。

(2) 舞台芸術魅力体験支援事業

①支援対象者

上記(1)①に規定する対象団体のうち、対象活動を実施した者。

②支援対象となる事業

本事業による支援の対象となるのは、児童・生徒に舞台芸術の魅力等を体験してもらうため、劇場等において実施する以下の事業とする。

ア 対象活動後に劇場で行うもの

例：出演者等との交流会、劇場バックヤード見学ツアー 等

イ 原則として対象活動日以外に、劇場以外の会場で行うもの

例：出張ワークショップ、演劇体験 等

③業務内容

- ア 劇場等と調整の下、(2)②に係る企画を立案の上、実施内容等を紹介する資料を作成すること。
- イ (2)①の対象者に提示の上、実施を希望する団体と、内容やスケジュール等の調整を行うこと。
- ウ 会場の手配、出演者等との調整、当日の進行管理、運営等、事業を実施する上で必要となる一切の業務を行うこと。

④その他

- ア (1)④ア及びイにより交通費及び観劇料の支援を行わない場合においても、希望する対象団体については、本事業の実施を可能とすること。
- イ 実施は1団体につき1回とすること。
- ウ 参加者から入場料、参加料及びそれに類する代金を徴収しないこと。

5 注意事項

- (1) 受託業務の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、愛媛県との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけること。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ愛媛県と協議のうえ処理するものとする。
- (3) 上記委託業務から生ずる著作権を含むすべての権利は、事前に承認を得た場合を除き、愛媛県に帰属するものとする。